

第49回 個人型年金規約策定委員会次第

令和2年3月5日

国民年金基金連合会

議 事

1 議 案

- (1) 令和2年度 個人型確定拠出年金 事業計画 (案)
- (2) 令和2年度 国民年金基金連合会予算 (案) [確定拠出年金
事業経理]

2 報告事項

- (1) 個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項
- (2) 指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由
- (3) 個人型確定拠出年金の制度改正について

3 その他

個人型年金規約策定委員会 委員一覧

(令和2年3月5日現在)

	氏名	役職
委員	荒井 恒一 あらい こといち	日本商工会議所理事
委員	伊藤 彰 いとう あきひさ	日本労働組合総連合会 総合政策局生活福祉局局长
委員	鈴木 由里 すずき ゆり	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー 弁護士
委員	高瀬 高明 たかせん こうめい	共同通信社編集委員室(社会保障担当) 編集委員、論説委員
委員	辻 まつお雄 つじ まつお	全国銀行協会理事
委員	ながぬま けんいちろう 長沼 建一郎	法政大学社会学部教授
委員	はら かなこ子 原 佳奈子	株式会社 TIMコンサルティング 取締役
委員	もりと 英ひでゆき 森戸 英幸	慶應義塾大学法科大学院教授
	まつした 睦 松 下 睦	国民年金基金連合会理事長

(50音順)

第49回規約策定委員会

資料 1

令和2年3月5日

第1号議案

令和2年度個人型確定拠出年金事業計画(案)

令和2年度 個人型確定拠出年金 事業計画 (案)

- 1 制度の実施機関としての業務の実施
個人型確定拠出年金 (iDeCo) の実施機関として、加入者の資格確認や掛金収納等の事務を的確に行う。
特に、加入手続等のオンライン化の検討・実施や、事務処理体制の強化・基盤整備、各種事務の確実かつ円滑な実施、iDeCoに関する啓発・広報及び更なる加入推進に取り組む。
- 2 加入手続等のオンライン化の検討・実施
加入手続等のオンライン化を検討・実施する。
 - (1) 加入手続等のオンライン化の実施
加入申出書、移換申出書のオンライン化に向け、厚生労働省、運営管理機関等と連携し、口座振替依頼書のオンライン提出システムや、運営管理機関から連合会への加入申出書等のオンライン提出システムを構築するとともに、事務フローを整備する。
 - (2) 各種変更等の手続に係る検討
各種変更等の手続についても、オンライン処理が可能となるように検討を推進する。
- 3 事務処理体制の強化・基盤整備
事務処理体制の整備のため外部委託している事務処理センター及びコールセンター等の体制強化を図る。

(1) 事務処理センターの体制強化

- 加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、体制整備や、モニタリング、連絡調整等の取組を推進するとともに、加入手続等のオンライン化等による効率化を図る。
 - (2) コールセンターの体制強化
加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、通知発送後を含めた業務増への体制整備を行うとともに、モニタリング、連絡調整等の取組を推進する。
 - (3) 運営管理機関等との連携推進
加入者等への窓口対応や、運用商品の提示、加入記録管理等の事務を担う運営管理機関等に対し、実務上の留意点の周知や業務面の情報提供を行うとともに、事務取扱要領等の必要な改善を行い、密接な連携の下での事務の円滑な実施を図る。
- 4 各種事務の確実かつ円滑な実施
- 中小事業主掛金納付制度 (iDeCo プラス) や第2号加入者の届出に係る業務、自動移換者対策等の事務を確実かつ円滑に実施する。
 - (1) iDeCo プラスに係る業務の実施
iDeCo プラスに係る業務について、受付、内容確認等の事務を外部委託するものとし、事務体制の強化を図る。ま

た、iDeCo プラスを実施している事業主に対する現況届の送付、回収等の事務について、外部委託等による体制整備を検討・実施する。

(2) 第2号加入者の届出に係る業務の実施

実施主体について検討・調整を行うとともに、本業務を実施する。

(3) 自動移換者対策の実施

企業型確定拠出年金の普及に伴い増加する自動移換者に対応し、企業型・個人型への連合会からの移換戻しを行う仕組みを適切に活用するとともに、自動移換時及び年1回の手続勧奨通知を行う等により、自動移換者対策を確実に実施する。

5 iDeCo に関する啓発・広報及び更なる加入推進
更なる加入推進等のため、啓発・広報活動を推進する。

(1) iDeCo 公式サイトの実施

iDeCo のメリットや加入手続等の情報提供を行うとともに、資産運用に係るコンテンツの充実等、更なるサイトの充実を図る。

(2) 確定拠出年金普及・推進協議会の枠組みを活用した普及活動

iDeCo の実施主体である連合会と制度の担い手である金融機関が連携して iDeCo の普及に取り組みという、確定拠出年金普及・推進協議会・幹事会の枠組みを活用して、地方でのセミナー等の新たな取組を検討・実施する。

(3) iDeCo の認知度・理解度向上のための更なる取組

パンフレット、チラシ等の運営管理機関等への配付や、加入希望者専用コールセンター(iDeCo ダイヤル)の運営、団体・事業主主催の研修会への講師派遣、国民年金基金の啓発・広報と連携した取組等を行う。

iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者数等について

第49回規約改正委員会
第1号議案 参考資料1
令和5年9月5日

	2016年12月時点	2017年3月時点 (新規加入者数は1月～3月合計)	2018年3月時点 (新規加入者数は4月～3月合計)	2019年3月時点 (新規加入者数は4月～3月合計)	2019年6月時点 (新規加入者数は4月～6月合計)	2019年9月時点 (新規加入者数は7月～9月合計)	2019年12月時点 (新規加入者数は10月～12月合計)
第1号加入者	77,249人	85,075人 (うち新規加入者9,601人)	120,144人 (うち新規加入者44,516人)	148,326人 (うち新規加入者40,246人)	155,163人 (うち新規加入者9,673人)	164,096人 (うち新規加入者11,605人)	170,638人 (うち新規加入者9,988人)
第2号加入者	229,065人	339,649人 (うち新規加入者113,873人)	710,381人 (うち新規加入者383,446人)	1,024,319人 (うち新規加入者337,459人)	1,082,483人 (うち新規加入者71,268人)	1,170,770人 (うち新規加入者96,839人)	1,246,397人 (うち新規加入者83,551人)
第3号加入者	-	6,205人 (うち新規加入者6,065人)	23,198人 (うち新規加入者16,592人)	37,392人 (うち新規加入者14,733人)	40,614人 (うち新規加入者3,207人)	44,976人 (うち新規加入者4,239人)	48,452人 (うち新規加入者3,778人)
計	306,314人	430,929人 (うち新規加入者129,539人)	853,723人 (うち新規加入者444,554人)	1,210,037人 (うち新規加入者392,438人)	1,278,260人 (うち新規加入者84,148人)	1,379,842人 (うち新規加入者112,683人)	1,465,487人 (うち新規加入者97,317人)
登録事業所	190,354事業所	220,422事業所	323,579事業所	404,074事業所	422,134事業所	443,346事業所	462,140事業所

参考：年単位拠出の届出をしている加入者数

2019年12月時点

区分	合計	第1号	第2号	第3号
人数計	39,284人	3,413人	34,545人	1,326人
年単位拠出届出率	2.68%	2.00%	2.77%	2.74%

第49回規約策定委員会

第1号議案 参考資料2

令和2年3月5日

中小事業主掛金納付制度の状況について

令和元年12月末現在

事業主数	対象者数	一定の資格の定め	勤続期間	
			職種	
1,131事業主	7,476人	309事業主 (194事業主)	48事業主 (39事業主)	261事業主 (155事業主)

※加入者は、iDeCo+申請時における加入予定者を計上している。

※事業主数は、対象従業員全員が申込手続き未了等の場合、変動する可能性がある。

※()内は、資格によって金額の差異がある事業主数。

第49回規約策定委員会

資料 2

令和2年3月5日

第2号議案

令和2年度 国民年金基金連合会予算(案)

[確定拠出年金事業経理]

国民年金基金連合会 令和2年度予算

予 算 総 則

(収入支出予算の総額及び区分等)

第1条 国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）の令和2年度の収入支出予算の総額を、年金経理にあっては、収入66,270,181千円、支出44,209,265千円、業務経理にあっては、収入及び支出それぞれ1,079,662千円、事業経理事業会計にあっては、収入及び支出それぞれ1,515,137千円、事業経理給付確保会計にあっては、収入132,160,897千円、支出121,601,080千円、事業経理共同運用会計にあっては、収入140,736,487千円、支出128,963,791千円、事業経理財政調整会計にあっては、収入630,432千円、支出14,678千円、事業経理年金財政安定会計にあっては、収入1,276,195千円、支出29,711千円、確定拠出年金事業経理事業会計にあっては、収入及び支出それぞれ3,972,557千円、確定拠出年金事業経理特定業務会計にあっては、収入22,857,000千円、支出1,000千円とし、その収入の性質及び支出の目的別の区分は、別紙収入支出予算による。

(人件費及び物件費の最高限度額)

第2条 令和2年度の業務経理における人件費(役職員給与、役職員諸手当)の最高限度額を336,257千円、物件費(旅費、事務諸費)の最高限度額を180,273千円とする。

2 前項の最高限度額は、第5条の規定により経費の流用又は予備費の使用について厚生労働大臣の承認を受けた場合

において、当該流用又は使用により、これらの額を超えることとなるときは、これらの額にその超える額を加算して得た額とする。

(借入金及び翌事業年度以降にわたる債務の負担の最高限度額)

第3条 令和2年度の確定拠出年金事業経理事業会計における長期借入金^の最高限度額を0千円とする。

(年金経理から業務経理への資金の繰入れの最高限度額)

第4条 令和2年度の年金経理から業務経理への資金の繰入れの最高限度額を758,663千円とする。

(予算の流用)

第5条 国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令(平成3年厚生省令第9号。以下「財務会計省令」という。)第20条において準用する財務会計省令第12条第2項の規定により、相互流用又は予備費使用につき厚生労働大臣の承認を受けなければならない経費は、業務経理の次の経費とする。

ア 役職員給与

イ 役職員諸手当

ウ 経費の流用又は予備費の使用により、業務経理における令和2年度の物件費又は物件費が第2条第1項に規定する額を超えることとなる場合における当該流用又は使用に係る経費(ア及びイに掲げる経費並びに人件費から物件費へ10%以内の経費を流用する場合を除く。)

(予算の繰越)

第6条 財務会計省令第20条において準用する財務会計省令第13条第1項ただし書の規定により翌事業年度に繰り越して使用することができる経費は、業務経理における役員給与及び役員諸手当とする。

(収入支出予算の弾力条項)

第7条 連合会は、年金経理の支出予算又は事業経理給付確保会計若しくは事業経理共同運用会計若しくは事業経理財政調整会計若しくは事業経理年金財政安定会計の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として年金経理又は事業経理給付確保会計若しくは事業経理共同運用会計若しくは事業経理財政調整会計若しくは事業経理年金財政安定会計の支出予算の額を増額することができる。

2 連合会は、業務経理において、会費収入の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、事務費の支出予算の額を増額することができる。

3 連合会は、事業経理事業会計において、受託費収入の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、事業事務費の支出予算の額を増額することができる。

4 連合会は、確定拠出年金事業経理事業会計において、手数料収入の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、事業事務費及び委託費の支出予算の額を増加することができる。

5 連合会は、確定拠出年金事業経理特定業務会計において、

特定業務納付金の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、特定業務交付金の支出予算の額を増額することができる。

(役員及び職員の定数の増加の禁止)

第8条 この収入支出予算の予算金額の範囲内であっても、この予算で予定した役員及び職員の定数をみだりに増加しないものとする。

収入支出予算
〔確定拠出年金事業(経理) (事業会計)〕

科目	元年度予算額	2年度推計額
(収入)	千円	千円
手数料収入	3,107,522	3,413,672
補助金収入	0	0
借入金	0	0
雑収入	0	0
前年度よりの繰入金	0	315,359
前年度よりの繰入金	0	0
剰余金受入金	53,700	243,526
収入合計	3,161,222	3,972,557
(支出)		
事業事務費	1,728,840	1,980,133
役員給与	70,941	96,852
役員諸手当	70,130	100,382
旅費	141,071	197,234
事業諸費	1,175	2,964
物件費	1,586,594	1,779,935
策定委員会費	1,587,769	1,782,899
委託事務費	630	632
基金事務委託費	772,974	1,032,092
業務委託費	0	0
繰入金	772,974	1,032,092
基本金繰入れ	520,957	757,987
雑支出	126,821	187,513
租税公課	11,000	14,200
支出合計	3,161,222	3,972,557
(収入合計)		(収支差)
3,972,557千円	3,972,557千円	0千円

収入支出予算
〔確定拠出年金事業(経理) (特定業務会計)〕

科目	元年度予算額	2年度推計額
(収入)	千円	千円
納付金	18,720,000	22,857,000
特定業務納付金		
収入合計	18,720,000	22,857,000
(支出)		
交付金	1,000	1,000
特定業務交付金		
支出合計	1,000	1,000
(収入合計)		(収支差)
22,857,000千円	1,000千円	22,856,000千円

[参考1]

〔確定拠出年金事業経理〕（事業会計）「事業諸費」の内訳について

(単位：千円)

内 訳	令和元年度予算額	令和2年度推計額	増▲減額	備 考
1 印刷製本費	45,296	39,666	▲5,630	
2 通信運搬費	218,234	243,999	+25,765	[増要因] 現存加入者増加に伴う増
3 掛金収納費	450,122	538,755	+88,633	[増要因] 現存加入者増加に伴う収納件数の増
4 雑役務費(封入封緘等)	133,158	239,307	+106,149	[増要因] 現存加入者増加、他年金届発送後対応等に伴う増
5 電子計算機関係経費	532,466	503,675	▲28,791	
6 システム開発費	136,236	124,008	▲12,228	(参考)システム開発費全体(システム開発費と基本金繰入れの合計) 令和元年度予算額 657,193千円 うち、加入手続等オンライン化 31,680千円 令和2年度推計額 881,935千円 うち、加入手続等オンライン化 501,600千円 増減額 +224,742千円
7 その他経費(借料損料等)	71,082	90,525	+19,443	
(再掲)広報関係経費	28,371	41,302	+12,931	[増要因] 地方セミナーの開催
事業諸費 計	1,586,594	1,779,935	-4- +193,341	

[参考2]

〔確定拠出年金事業経理〕（事業会計）「業務委託費」の内訳について

(単位：千円)

内 訳	令和元年度予算額	令和2年度推計額	増▲減額	備 考
1 事務処理センター	676,430	878,693	+ 202,263	[増要因] 現存加入者増加、人件費増加等に伴う増
2 コールセンター	50,451	118,206	+ 67,755	[増要因] 体制強化(常設15人→20人、控除証明書発送後15人)
3 書類保管経費	2,093	2,244	+ 151	
4 広報業務委託費	44,000	32,949	▲11,051	地方セミナーの開催経費の一部を事業諸費に計上
業務委託費 計	772,974	1,032,092	+ 259,118	

[参考3] [確定拠出年金事業経理] (事業会計) 「人件費」及び「雑支出」の内訳について

(単位：千円)

	令和元年度予算額	令和2年度推計額	増▲減額	備考
人件費				
・役員給与	141,071	197,234	+ 56,163	[増要因] ・役員給与の会計間按分変更
・役員諸手当	70,941	96,852	+ 25,911	(国民年金基金業務経理と本会計で折半)による増
	70,130	100,382	+ 30,252	・加入員数増大に伴う業務量増等への対応による定員増 (3名増)
雑支出				
・長期借入金の返済費	126,821	187,513	+ 60,692	[増要因] 長期借入金の返済費の増
	120,709	181,791	+ 61,082	

予定損益計算書

(単位：千円)

(確定拠出年金事業経理・事業会計)

費用勘定		收益勘定					
大分類	中分類	令和元年度予算額	令和2年度推計額	大分類	中分類	令和元年度予算額	令和2年度推計額
事業事務費		1,728,840	1,980,133	手数料収入			
	役員給与	70,941	96,852		手数料	3,107,522	3,413,672
	役員諸手当	70,130	100,382				
	旅費	1,175	2,964	補助金収入			
	事業諸費	1,586,594	1,779,935		事務費国庫補助金	0	0
策定委員会費		630	632	雑収入			
	委員報酬補償費	496	496		受取利息等	0	0
	委員旅費	48	48				
	策定委員会需用費	83	85	前年度よりの繰入金			
	策定委員会会議費	3	3		前年度よりの繰入金	0	315,359
委託費							
繰入金	業務委託費	772,974	1,032,092	剰余金受入金			
	基本金へ繰入れ	520,957	757,987		剰余金受入金	53,700	243,526
雑支出				不足金			
	雑支出	504,523	544,343		当年度不足金	377,702	356,830
租税公課	租税公課	11,000	14,200				
剰余金	当年度剰余金	0	0				
計		3,538,924	4,329,387	計		3,538,924	4,329,387

予 定 貸 借 対 照 表

(確定拠出年金事業経理・事業会計)

(単位：千円)

大分 類	資 産 勘 定		負 債 勘 定				
	中 分 類	令和元年度予算額	令和2年度推計額	大 分 類	中 分 類	令和元年度予算額	令和2年度推計額
流動資産		14,359,858	22,898,010	流動負債		14,052,972	22,385,503
	預 貯 金	14,337,282	22,866,376		未 払 金	1,001,181	1,151,937
	未 収 金	22,576	31,634		仮 受 金	12,839,084	21,064,019
					1年内返済予定長期借入金	212,707	169,547
固定資産		1,772,087	1,927,350				
	建物及び工作物	16,112	32,816	引 当 金			
	器具及び備品	8,015	11,843		引 当 金	73,431	39,335
	電話加入権	34	34				
	ソフトウェア	1,747,926	1,882,657	固定負債			
					長期借入金	1,326,584	1,187,953
基本 金		2,201,658	2,260,274				
	繰越不足金	1,823,956	1,903,444	基本 金			
	当年度不足金	377,702	356,830		基本 金	2,880,616	3,472,843
計		18,333,603	27,085,634	計		18,333,603	27,085,634

予定損益計算書

(確定拠出年金事業経理・特定業務会計)

(単位：千円)

大分 類	費用勘定			収益勘定			
	中分 類	令和元年度 予算額	令和2年度 推計額	大分 類	中分 類	令和元年度 予算額	令和2年度 推計額
交付金				納付金			
	特定業務交付金	0	0		特定業務納付金	0	0
	計	0	0	計		0	0

予定貸借対照表

(確定拠出年金事業経理・特定業務会計)

(単位：千円)

大分類	資産勘定		負債勘定			
	中分類	令和元年度予算額	令和2年度推計額	大分類	令和元年度予算額	令和2年度推計額
流動資産				特定管理資産		
	預貯金	227,593,936	250,450,936			
	未収金	227,093,936	249,950,936	特定管理資産	227,593,936	250,450,936
		500,000	500,000			
	計	227,593,936	250,450,936	計	227,593,936	250,450,936

報告事項(1)

第49回規約策定委員会
資料 3-1
令和2年3月5日

個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項

個人型年金規約第17条第1項に基づく報告

令和元年8月7日から令和2年3月4日までの個人型年金規約別表第1号 変更一覧

規約改正の施行日	登録番号	連合会委託先運営管理機関	規約改正の概要
令和元年10月1日	30	東京海上日動火災保険株式会社	再委託先受付金融機関である宮崎太陽銀行を削除
令和元年10月1日	71	株式会社みずほ銀行	再委託先受付金融機関として156 農業協同組合及び5 信用農業協同組合連合会を追加
令和元年10月1日	753	株式会社りそな銀行	再委託先受付金融機関として大同生命保険を追加
令和元年10月1日	33	信金中央金庫	再委託先受付金融機関として14 信用金庫を追加
令和元年10月1日	23	株式会社第四銀行	再委託先受付金融機関である第四証券の名称を第四越証券に変更
令和元年11月1日	753	株式会社りそな銀行	再委託先受付金融機関として東和銀行、いかわ信用金庫を追加
令和元年11月1日	7	ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社	再委託先運営管理機関である三井住友海上火災保険の住所変更
令和元年12月1日	223	株式会社 SBI 証券	再委託先受付金融機関として SBI ネオモバイル証券を追加
令和元年12月1日	18	株式会社山梨中央銀行	再委託先運営管理機関である日本レコード・キーピング・ネットワークの住所変更
令和元年12月1日	19	株式会社愛媛銀行	再委託先運営管理機関である日本レコード・キーピング・ネットワークの住所変更
令和元年12月1日	29	株式会社千葉銀行	再委託先運営管理機関である日本レコード・キーピング・ネットワークの住所変更

規約改正の施行日	登録番号	連合会委託先運営管理機関	規約改正の概要
令和元年12月1日	32	株式会社山口銀行	再委託先運営管理機関である日本レコード・キ ーピング・ネットワークの住所変更
令和元年12月1日	57	株式会社京葉銀行	再委託先運営管理機関である日本レコード・キ ーピング・ネットワークの住所変更
令和元年12月1日	88	株式会社宮崎銀行	再委託先運営管理機関である日本レコード・キ ーピング・ネットワークの住所変更
令和元年12月1日	104	株式会社十六銀行	再委託先運営管理機関である日本レコード・キ ーピング・ネットワークの住所変更
令和元年12月1日	114	株式会社静岡銀行	再委託先運営管理機関である日本レコード・キ ーピング・ネットワークの住所変更
令和元年12月1日	175	株式会社山形銀行	再委託先運営管理機関である日本レコード・キ ーピング・ネットワークの住所変更
令和元年12月1日	178	ソニー生命保険株式会社	再委託先運営管理機関である日本レコード・キ ーピング・ネットワークの住所変更
令和元年12月31日	30	東京海上日動火災保険株式会社	再委託先受付金融機関である川崎信用金庫を 削除
令和2年1月1日	30	東京海上日動火災保険株式会社	再委託先受付金融機関である佐賀共栄銀行を 削除
令和2年1月1日	15	損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	再委託先受付金融機関である徳島銀行の名称 を徳島大正銀行に変更、大正銀行を削除
令和2年1月1日	15	損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	再委託先受付金融機関として奈良信用金庫を 追加
令和2年1月1日	33	信金中央金庫	再委託先受付金融機関として11 信用金庫を追 加
令和2年1月1日	71	株式会社みずほ銀行	再委託先受付金融機関である2 農業協同組合 を削除、十日町農業協同組合の住所変更

規約改正の施行日	登録番号	連合会委託先運営管理機関	規約改正の概要
令和2年1月1日	78	第一生命保険株式会社	再委託先としてりらいあコミュニケーションズを追加(受付金融機関の業務の一部を再委託)
令和2年1月1日	792	au アセットマネジメント株式会社	再委託先受付金融機関であるカブドットコム証券の名称を au カブコム証券に変更
令和2年2月9日	792	au アセットマネジメント株式会社	再委託先受付金融機関として au じぶん銀行を追加
令和2年3月1日	30	東京海上日動火災保険株式会社	再委託先受付金融機関である日生信用金庫の名称を備前日生信用金庫に変更

報告事項(2)

第 49 回規約策定委員会
資 料 3-2
令和2年3月5日

指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

個人型年金規約第 90 条の 2 第 4 項に基づく報告

指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

運用管理機関登録番号	番号	運用管理機関名	提示を始める日	商品名	分類		選定理由	特定期間	猶予期間	
					種類	個人型年金規約第91条第1項の分類				
1	7 001	ジャパン・ベ ンション・ ナビゲー ター株式会 社	2019.10.1	三井住友・DC年金パ ランス30 (債券重点型)	有価証券の 売買	第91条 第1項 三号又 三号又	国際証券コード JP90C00009X9	個人型年金の加入者等の属性は、金融商品への理解度には個人差があるものの、インフレ率を上回る運用収益へのニーズは高いものと思われ、ことさら、運用環境等によって損失を被る可能性があるものの、長期的にはリスクを抑えながら、安定的な収益の獲得が期待できると見込まれる商品を選定しました。 具体的には、内外の株式・公社債に投資する4つのマザーファンドの組入れを通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債に分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行う本商品を指定運用方法として選定いたしました。	3か月 2週間	
2	30 001	東京海上日 動火災保険 株式会社	2020.1.1	東京海上ターゲッ ト・ イヤー・フア ント 2035.2045.2055.2065 (愛称:年金コンパス) (プラン名:新・八十二 ゆとりプラン個人型)	有価証券の 売買	第91条 第1項 三号又	国際証券コード: JP90C000J5T0 国際証券コード: JP90C000J5U8 国際証券コード: JP90C000J5V6 国際証券コード: JP90C000J5W4 (受付金融機関 八十二銀行)	ターゲットイヤーに退職時期を設定し、ターゲットイヤーに向けてリスク資産を低減させるリスク調整を行う投資信託です。“年齢”をリスク要素とするコンセプトやリバランスが自動的に行われる運用スタイルが初心者にも受け入れられやすいこと、また同カテゴリーの投資信託と比して相対的に信託報酬が低いことから選定しました。 なお、ターゲットイヤーは購入者の生年月日に応じて判定します。	3か月 2週間	
2	30 002	東京海上ターゲッ ト・ イヤー・フア ント 2035.2045.2055.2065 (愛称:年金コンパス) (プラン名:八十二ゆ とりプラン個人型)	2020.1.1	東京海上ターゲッ ト・ イヤー・フア ント 2030/2040/2050 (確定拠出年金) (三菱UFJ国際投信 株式会社)	有価証券の 売買	第91条 第1項 三号又	国際証券コード: JP90C000J5T0 国際証券コード: JP90C000J5U8 国際証券コード: JP90C000J5V6 国際証券コード: JP90C000J5W4 (受付金融機関 八十二銀行)	ターゲットイヤーに退職時期を設定し、ターゲットイヤーに向けてリスク資産を低減させるリスク調整を行う投資信託です。“年齢”をリスク要素とするコンセプトやリバランスが自動的に行われる運用スタイルが初心者にも受け入れられやすいこと、また同カテゴリーの投資信託と比して相対的に信託報酬が低いことから選定しました。 なお、ターゲットイヤーは購入者の生年月日に応じて判定します。	3か月 2週間	
3	33 001	信金中央金 庫	2019.10.1	三菱UFJターゲッ ト・ イヤー・フア ント 2030/2040/2050 (確定拠出年金) (三菱UFJ国際投信 株式会社)	有価証券の 売買	第91条 第1項 三号又	国際証券コード JP90C000CMB3 国際証券コード JP90C000CMC1 国際証券コード JP90C000CMD9	・当ファンドの運用方針は、国内、先進国の株式・債券に分散投資を行い、ターゲットイヤーに近づいたが、リスクの漸減を図ることを基本としています。 ・長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図ることが期待できる商品と考え、指定運用方法として選定しました。	3か月 2週間	
4	91 001	株式会社三 菱UFJ銀行	2019.11.1	三菱UFJ銀行確定拠 出年金 専用1年定期預金 (プラン名:ス名 標準コース)	預金又は貯 金の預入	第91条 第1項 一号イ	相手方 三菱UFJ銀行 種類 定期預金 預入期間1年	物価の上昇により資産価値が目減りする可能性(インフレリスク)はあるが、長期に安定した運用が可能で、元本保証かつ預金保険制度の対象である当該商品を指定運用方法として選定。	3か月 2週間	

運営管理 機関番号	番号	運営管理 機関名	提示を始める 日	商品名	分類		選定理由	特定 期間	満期 期間
					種類	個人型年金規約第91条第1項の分類			
4	91	株式会社三 菱UFJ銀行	2019.11.1	三菱UFJ銀行確定拠 出年金 専用1年定期預金 (プラン名:コース名 ライトコース)	預金又は貯 金の預入	第91条 第1項 一号イ	相手方 三菱UFJ銀行 種類 定期預金 預入期間1年	3か月	2週間
	002				預金又は貯 金の預入	第91条 第1項 一号イ	相手方 三菱UFJ銀行 種類 定期預金 預入期間1年		
5	741	株式会社 三井住友銀 行	2019.8.29	三井住友・資産最適 化ファンド (安定重視型) (プラン名:標準コー ス)	有価証券の 売買	第91条 第1項 三号又	国際証券コード JP90C000FBN4 (受付金融機関 SMBC日興証 券)	3か月	2週間
	002				有価証券の 売買	第91条 第1項 三号又	国際証券コード JP90C000FBN4		
6	792	auアセットマ ネジメント株 式会社	2019.4.1 ※2020.1.6受 付金融機関 名称変更	auアセット・プライム (成長) (auアセットマネジメン ト)	有価証券の 売買	第91条 第1項 三号又	国際証券コード JP90C000GVA7	3か月	2週間
	002				有価証券の 売買	第91条 第1項 三号又	国際証券コード JP90C000GV99 (受付金融機関:auカブコム証 券)		

運営 管理 機関 登録 番号	番号	運営管理 機関名	提示を始める 日	商品名	分類		選定理由	特定 期間	終了 期間	
					種類	個人型年金規約第91条第1項の分類				
7	990 001	株式会社ゆ うちよ銀行	2019.3.1 ※2019.10.1 2060(目標 年)を追加	野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030・2040・2050・ 2060※	有価証券の 売買	第91条 第1項 三号ヲ	(2030)国際証券コード JP90CG000FA38 (2040)国際証券コード JP90CG000FA46 (2050)国際証券コード JP90CG000FA53 (2060)国際証券コード JP90CG000J7B4	本商品は以下の特徴となっており、老後資金の形成を目的とした確定拠出年金の制度に適した商品であるため、指定運用方法として選定します。なお、目標年(ターゲットイヤー)は購入者の生年月日に応じて判定します。 ・決められた目標年(ターゲットイヤー)に近づぐに当たって、保守的な資産配分に変更し、商品全体のリスクを徐々に減らしていきます。 ・年齢を経るにつれて、リスク許容度が小さくなることを想定して設計されており、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図ることが可能です。 ・販売手数料や信託財産留保額がかからず、信託報酬も低水準に抑えられています。	3か月 2週間	

今般の企業年金・個人年金改革案について

2020年1月

厚生労働省年金局

企業年金・個人年金課

2019(令和元)年財政検証結果を踏まえた年金制度改正について

今後の社会経済の構造的な変化

○ より多くの人が、これまでよりも長く多様な形で働く社会

<労働力需給の推計> ※労働参加進展シナリオの就業率(2017年→2040年の変化)

- ・男性 65～69歳：54.8% → 70.1% 70～74歳：34.2% → 48.1% 75歳以上：14.1% → 17.5%
- ・女性 20～64歳：71.7% → 83.7%

○ 高齢期が長期化する社会

<日本の将来推計人口> ※人口中位推計

- ・65歳平均余命(2017年→2065年の変化)：男性：19.6歳 → 22.6歳 女性：24.4歳 → 27.9歳
- ・65歳を迎えた人が特定年齢に達する確率(1950年生まれ→1990年生まれ)
90歳 男性：35% → 44% 女性：60% → 69%
- 100歳 男性：4% → 6% 女性：14% → 20%

年金制度改正の基本的な考え方

より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実

年金制度改正の主な内容

① 多様な就労を年金制度に反映する被用者保険の適用拡大

- ・短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件を段階的に引き下げる。(現行500人超→100人超→50人超)
- ・弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う土業を個人事業所の場合の適用業種に追加する。

② 就労期間の延伸による年金の確保・充実

- ・60～64歳の在職老齢年金制度(低在老)について、現行の28万円から65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)と同じ47万円の基準に合わせる。
- ・65歳以上について、在職中から、年金額の改定を毎年行い、早期に年金額を増額させる仕組み(在職定時改定)を導入する。
- ・現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。

③ 企業年金・個人年金制度の見直し

・確定拠出年金(企業型DC、個人型DC(iDeCo))の加入可能年齢を引き上げるとともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。

・確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

④ その他

2か月以上の雇用が見込まれる者の被用者保険の早期加入措置／「未婚のひとり親」「寡夫」の国民年金保険料申請全額免除基準等への追加／脱退一時金の支給上限年数の引上げ(3年→5年)／年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報照会の対象者の見直し等／国民年金手帳から基礎年金番号通知書(仮称)への切替え／厚生年金保険法における日本年金機構の調査権限の整備／年金担保貸付事業の廃止

2019(令和元)年財政検証結果

○ 経済成長と労働参加が進むケース(ケースⅠ～Ⅲ)では、マクロ経済スライド終了時に所得代替率は50%以上を維持することが確認された。

ケースⅠ：51.9%(2046年度) ケースⅡ：51.6%(2046年度) ケースⅢ：50.8%(2047年度) ※年度は調整終了時期

○ さらに一定の制度改正を仮定した試算(オプション試算)では、
A 被用者保険の更なる適用拡大

B 保険料の拠出期間の延長と受給開始時期の選択肢の拡大の、いずれの場合も、年金の給付水準を確保する上でプラスであることが確認された。

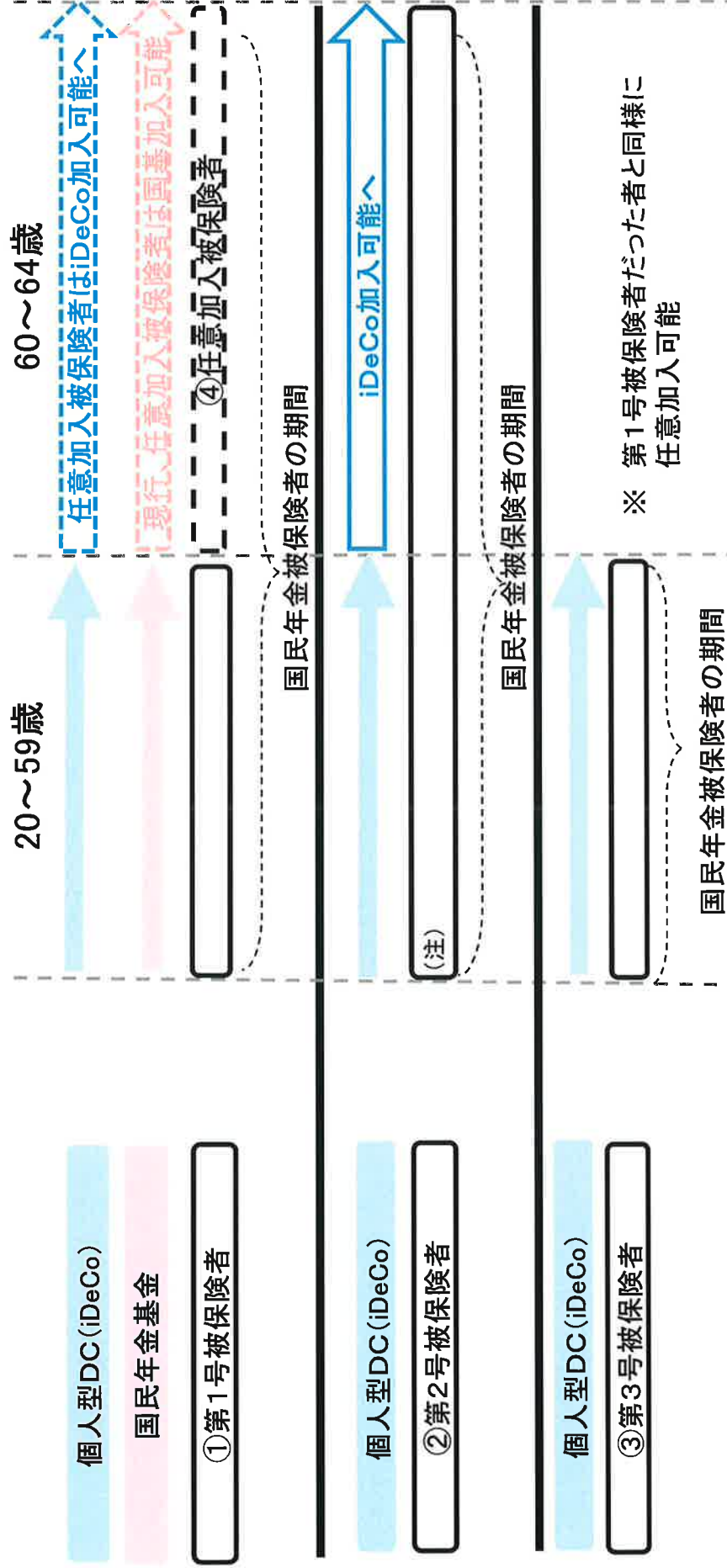
個人型DC(iDeCo)の加入可能要件の見直し

【現行】

- 老後のための資産形成を支援する個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))については、国民年金第1号被保険者と企業年金のない国民年金第2号被保険者のために、60歳まで加入して掛金を拠出でき60歳以上で受給できるという上乘せ年金の制度としてスタートしたが、2017年1月、企業年金のある国民年金第2号被保険者と国民年金第3号被保険者まで加入可能範囲が拡大され、被保険者種別にかかわらず国民年金被保険者を包括する制度となった。
- 現行は国民年金被保険者の資格を有していることに加え60歳未満という要件があるため、国民年金第2号被保険者や国民年金の任意加入被保険者であって60歳以上のもはiDeCoに加入できない。一方、同じく上乘せ年金である国民年金基金については、このような要件がなく、国民年金被保険者(第1号被保険者・任意加入被保険者)であれば加入可能となっている。

【見直し案】

- iDeCoについて、高齢期の就労が拡大して、国民年金被保険者であれば加入可能とする。



支給開始時期等の選択肢の拡大

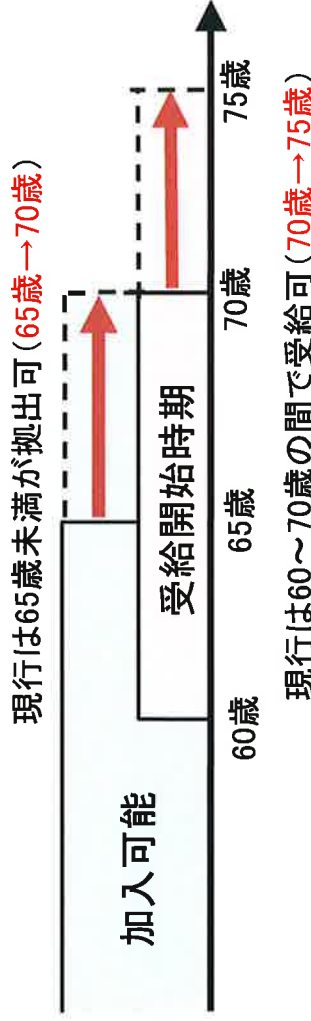
(1) DCの支給開始時期の選択肢の拡大

【現行】確定拠出年金(企業型DC・個人型DC(iDeCo))については、現行は60歳から70歳の間で各個人において支給開始時期を選択できる。

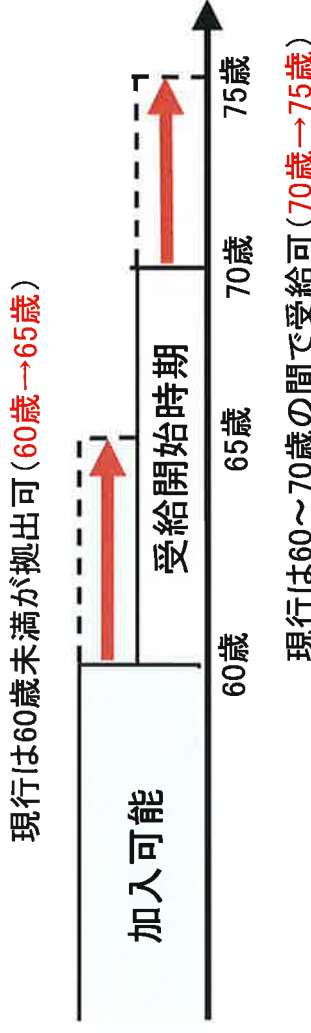
【見直し案】公的年金の支給開始時期の選択肢の拡大に併せて、上限年齢を75歳に引き上げる。

【DCの加入可能年齢の引上げと支給開始時期の選択肢の拡大】

<企業型DC>



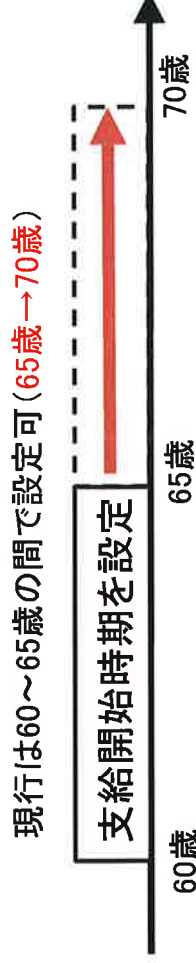
<個人型DC(iDeCo)>



(2) DBの支給開始時期の設定可能範囲の拡大

【現行】確定給付企業年金(DB)については、一般的な定年年齢を踏まえ、現行は60歳から65歳の間で労使合意に基づき規約において支給開始時期を設定できる。

【見直し案】企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするため、支給開始時期の設定可能な範囲を70歳までに拡大する。



※支給開始時期の前に退職した者については、規約の定めるところにより退職時に受給可能
 ※支給開始時期を超えて就労している者については、規約の定めるところにより繰り下げ、退職時に受給可

(参考) 公的年金・私的年金の加入・受給の全体像 (黒字は現行、赤字が見直し案)

	20 ^(※1) ～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
公的年金	(1) 国民年金被保険者	↑ (※2)		
	(2) 厚生年金被保険者	↑	↑	
	(3) 受給開始時期の選択		繰上げ ↓	繰下げ ↑ 上限年齢を75歳へ
私的年金	(1) 確定給付企業年金(DB)の加入者	↑	↑	↑
	(2) 確定給付企業年金(DB)の支給開始時期の設定		↑	繰下げも可 60～65(⇒70)歳の規約で定める年齢
	(3) 企業型確定拠出年金(企業型DC)の加入者	↑ (※3)	↑	↑
	(4) 個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))の加入者	↑ (※2)	↑	↑ 国民年金被保険者が加入可能へ
	(5) 確定拠出年金(DC)の受給開始時期の選択		↑	↑ 上限年齢を75歳へ

※1: 20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は被保険者となる。

※2: 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者: 60歳未満、②第2号被保険者: 65歳未満、③第3号被保険者: 60歳未満、④任意加入被保険者: 保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

※3: 60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる。

中小企業向け制度（簡易型DC・iDeCoプラス）の対象範囲の拡大

- 中小企業における企業年金の実施率は低下傾向にあることから、中小企業向けに設立手続きを簡素化した「簡易型DC」や、企業年金の実施が困難な中小企業がiDeCoに加入する従業員がiDeCoに追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）」について、制度を実施可能な従業員規模を現行の100人以下から300人以下に拡大する。

<現行>

簡易型DC

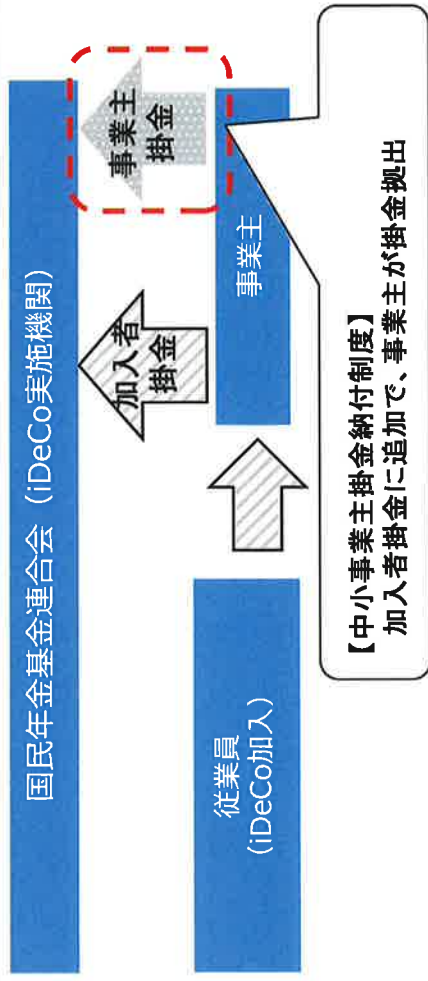
項目	簡易型	通常の企業型
制度の対象者	・適用対象者を厚生年金被保険者全員に固定 ※職種や年齢等によって加入是非の判断は不可	・厚生年金被保険者 ※職種や年齢等によって加入是非の判断は可能
拠出額	・定額	・定額、定率、定額＋定率のいずれか選択
マッチング拠出	・選択肢は1つでも可	・2つ以上の額から選択
商品提供数	・2本以上35本以下	・3本以上35本以下

制度をパッケージ化することにより、

- ・ 導入時に必要な書類の簡素化
- ・ 規約変更時の承認事項の一部を届出事項に簡素化
- ・ 業務報告書の簡素化

中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）

項目	内容
事業主の条件	・企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員100人以下の事業主
労使合意	・中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能



企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入の要件緩和

【現行】

○ 企業型DC加入者のうちiDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるのは、拠出限度額(DC全体で月額5.5万円以内)の管理を簡便に行うため、現行はiDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあって事業主掛金の上限を月額5.5万円から3.5万円に引き下げた企業の従業員に限られている。このため、ほとんど活用されていない現状にある。

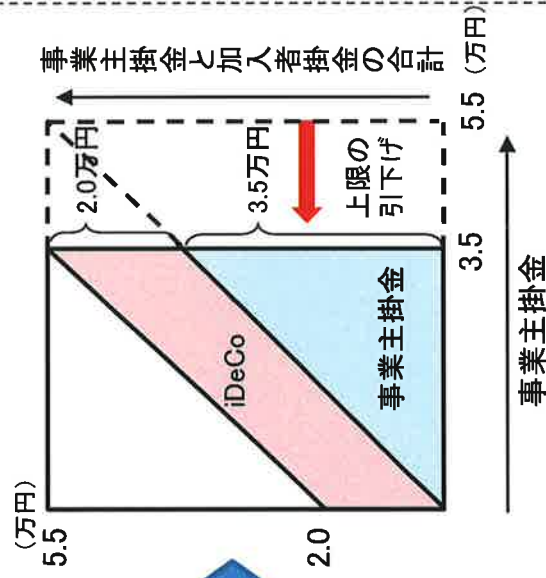
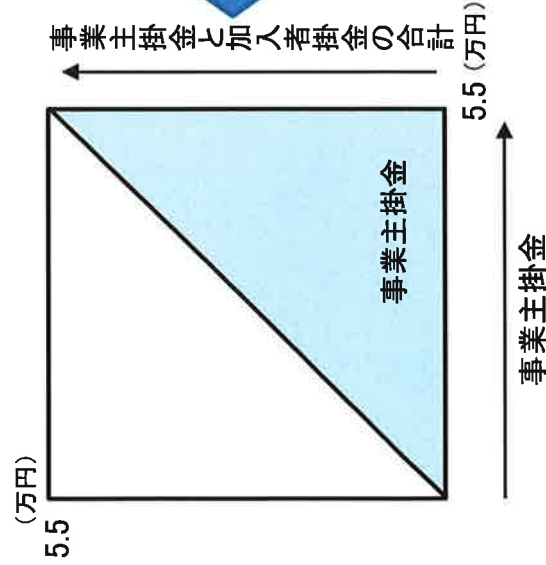
- ・ 企業型DC加入者のiDeCo加入を認めている事業主は、2019(平成31)年3月末現在、事業主の約4%。
- ・ 事業主掛金の上限を引き下げない限り、当該企業型DCの加入者全員がiDeCoに加入できない。
- ・ 一方、確定給付企業年金(DB)のみの場合は、規約の定めなく、従業員はiDeCoに加入可能。

【見直し案】

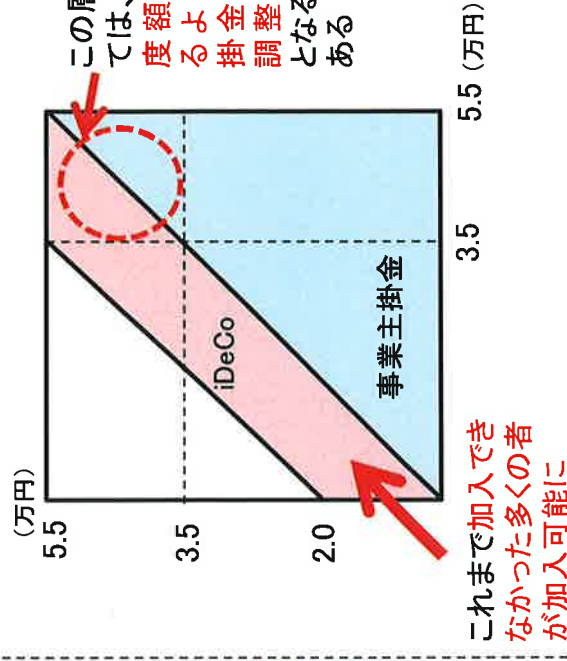
○ 掛金の台算管理の仕組みを構築することで(※)、規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるように改善を図る。

(※) 事業主掛金を管理する企業型DCの記録関連連運用管理機関と、iDeCo掛金を管理する国民年金基金連合会との情報連携で対応する。また、各加入者のiDeCo掛金の拠出可能見込額について、企業型DCの加入者向けのウェブサイトに表示する。

＜現行＞iDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定め等がなければ、加入者全員がiDeCoに加入不可



＜見直し案＞規約の定め等を不要とすることで、これまで加入できなかった多くの者がiDeCoに加入可能

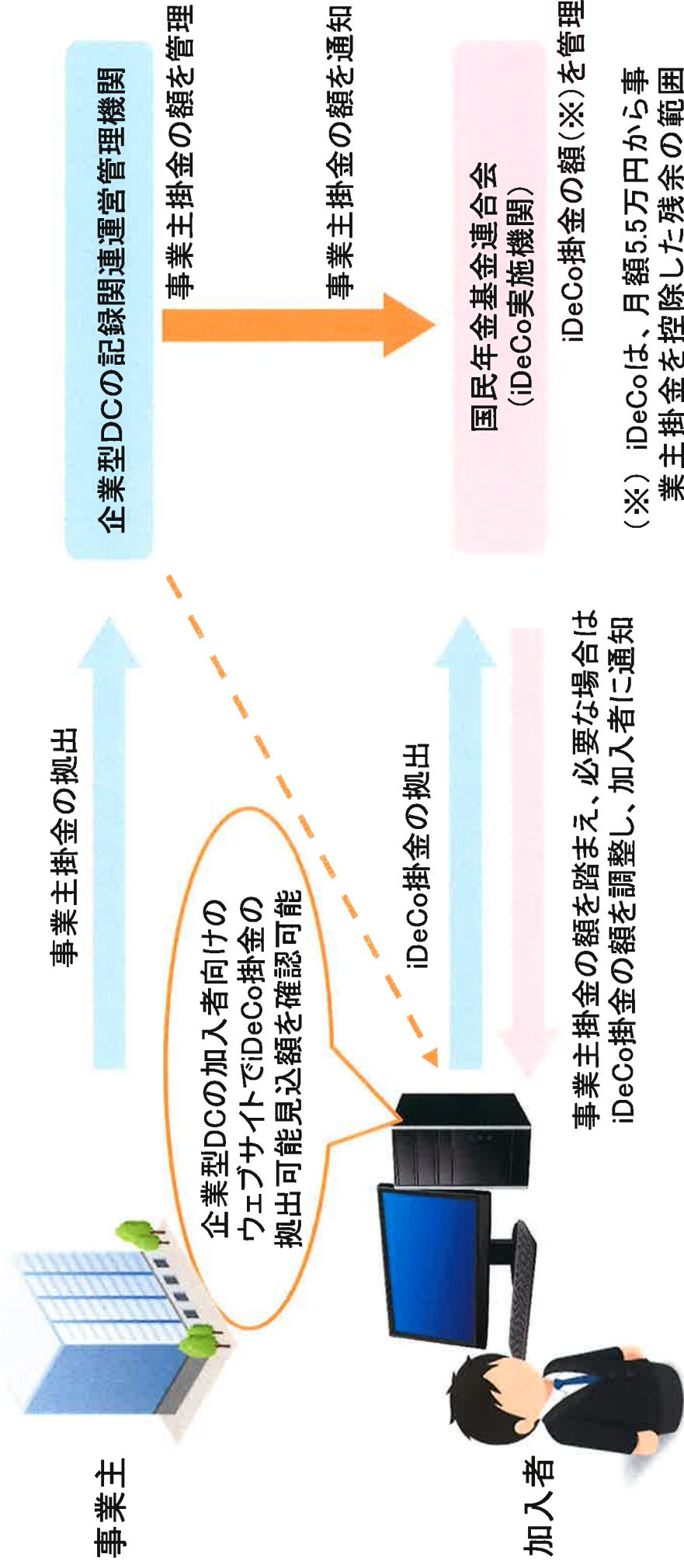


※ 企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

【参考】事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理の仕組み

- 企業型DC加入者について、事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理の仕組みを構築することで、規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額（DC全体で月額5.5万円以内）から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo（月額2.0万円以内）に加入できるように改善を図る。
- 具体的には、事業主掛金を管理する企業型DCの記録関連運営管理機関と、iDeCo掛金を管理する国民年金基金連合会との情報連携で対応する。
- また、各加入者のiDeCo掛金の拠出可能見込額について、企業型DCの加入者向けのウェブサイトに表示する。

＜見直し後の事務・手続の流れ（イメージ）＞



事業主掛金の額を踏まえ、必要な場合は
iDeCo掛金の額を調整し、加入者に通知

(※) iDeCoは、月額5.5万円から事業主掛金を控除した残余の範囲（月額2.0万円以内）で拠出可能

企業型DC加入者のマッチング拠出とiDeCo加入の選択

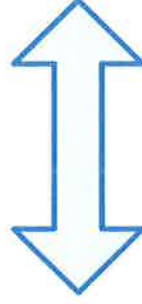
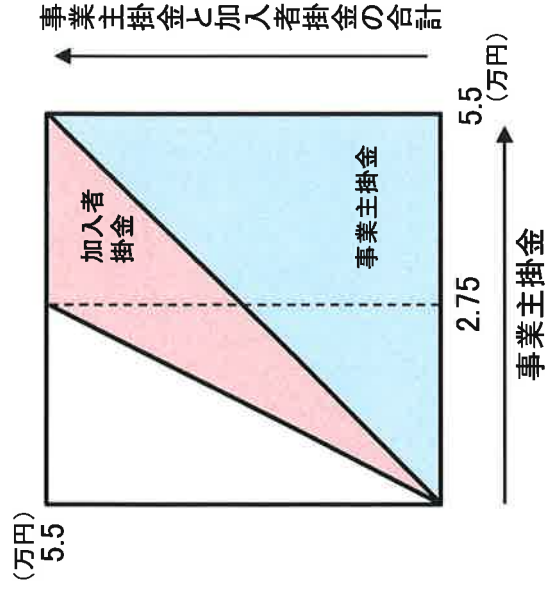
【現行】

- 事業主がマッチング拠出を導入している場合、現行は当該企業の企業型DC加入者はマッチング拠出しか選択肢はなく、iDeCo加入を選択することはできない。

【見直し案】

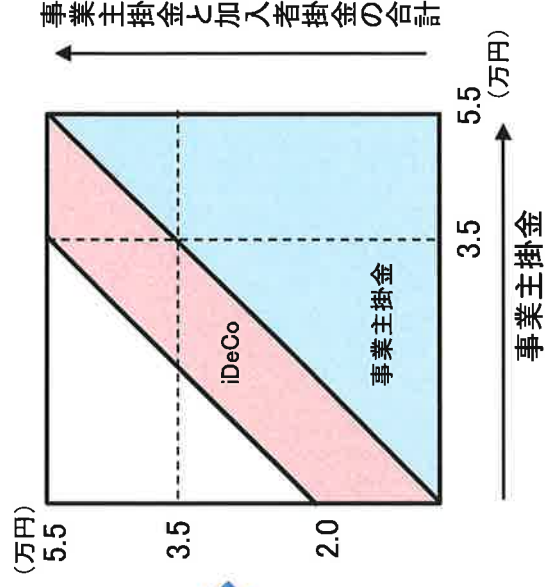
- 規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくとも、企業型DC加入者がiDeCoに加入できるように改善を図ることに併せて、マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択できるようにする。

＜マッチング拠出の場合＞



マッチング拠出を導入している企業の加入者は各自いづれかを選択可能

＜iDeCo加入（最大2万円）の場合＞

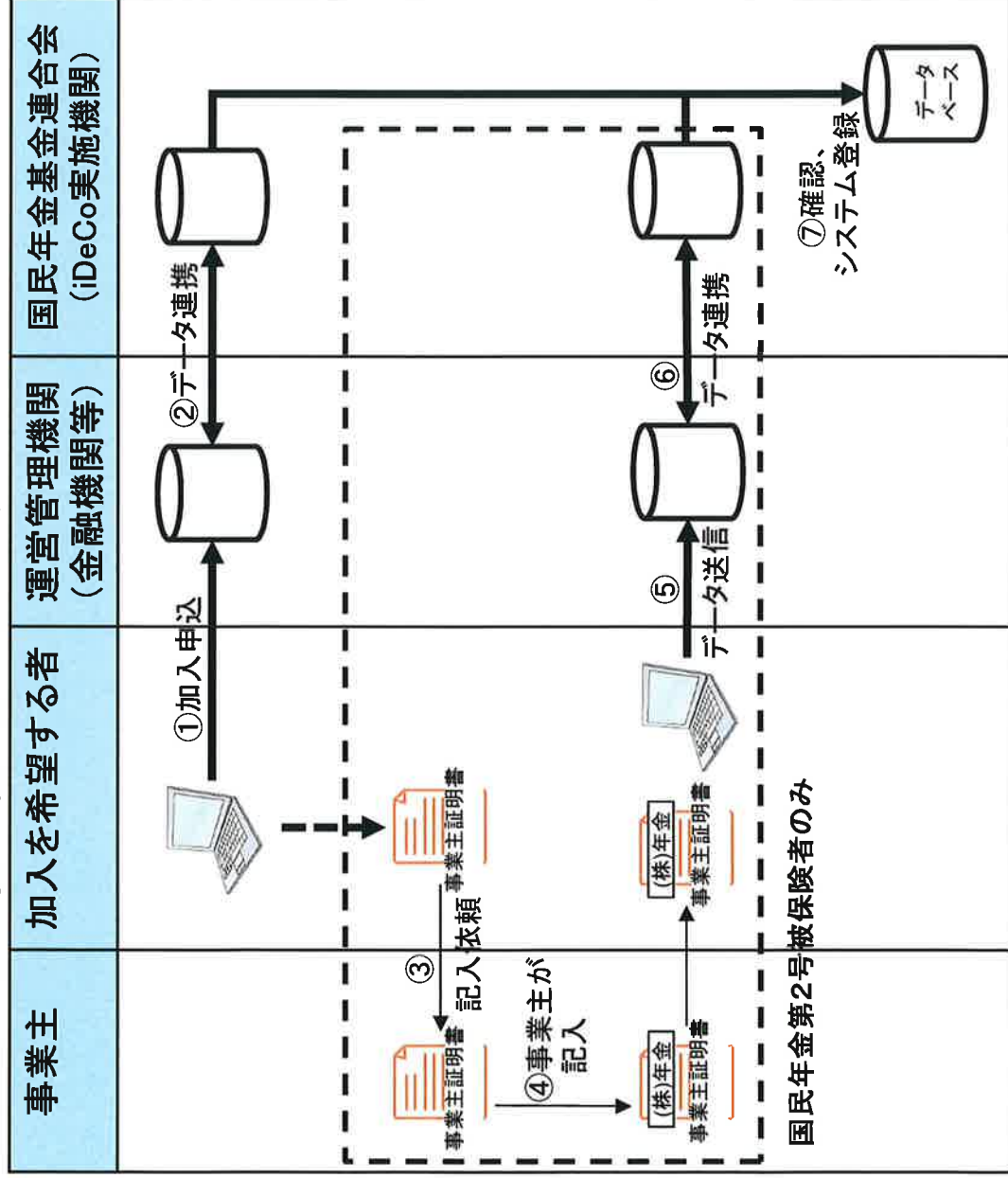


※ 企業型と確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

iDeCoの加入申込み等のオンライン化

- 個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))の加入申込みや変更について、現行は紙による手続きとなっているが、オンラインで行うことを可能とする。
- 運営管理機関ごとに、①現行の紙による手続きに加えてオンライン手続きに対応、②紙による手続きを全面廃止してオンライン手続きのみ、③現行どおり紙による手続きのみ、を選択することとする。

<見直し後の事務・手続の流れ(イメージ)>



- ① 加入を希望する者は、運営管理機関のHPから加入の申込みを行う。
※本人確認(免許証、パスポート、マイナンバーカードを用いた確認等)も行う。
- ② 運営管理機関は国民年金基金連合会に、加入申込者のデータを送信する(国民年金第1号・第3号被保険者の場合)。
- ③ 国民年金第2号被保険者は、運営管理機関のHPから「事業主証明書」をダウンロードし、事業主に記入を依頼する。
- ④ 事業主は、「事業主証明書」を記入する。
- ⑤ 国民年金第2号被保険者は、「事業主証明書」をスマートフォンでの撮影等により電子化し、データを送信する。
- ⑥ 運営管理機関は国民年金基金連合会に、加入申込者のデータを送信する(国民年金第2号被保険者の場合)。
- ⑦ 国民年金基金連合会は、受信したデータを確認の上、加入手続きを完了させる。

DCにおける中途引き出し(脱退一時金)の改善

【現行】

○ 外国籍人材が帰国する際には、一定の要件を満たせば、公的年金の脱退一時金を受給できる。一方、確定拠出年金(DC)については、公的年金の保険料免除者であることが受給の要件となっているが、帰国時には日本の公的年金制度から外れるため、保険料免除者に該当するとはなく、脱退一時金を受給できない。

【見直し案】

- 外国籍人材が帰国する際には、公的年金と同様、脱退一時金を受給できるようにする。具体的には、国民年金の任意加入被保険者のiDeCoへの加入が可能となれば、外国に居住する日本国籍を有する者については、年金資産を積み増すことができるようになるが、日本国籍を有しない者については、iDeCoに加入できないことから、通算の掛金拠出期間が短いこと等の他の要件を満たせば、中途引き出し(脱退一時金の受給)を認める。
- その際には、日本国籍を有しない者が帰国するような場合に、一旦iDeCoに資産を移換することなく、企業型DCから、直接、脱退一時金を受給できるようにするなど、手続面を改善する必要がある。また、脱退一時金の受給要件(通算の掛金拠出期間が3年以下)は、外国人に支給される公的年金の脱退一時金の支給額(支給上限年数が3年以下)を考慮して設定されており、公的年金の脱退一時金の支給上限年数を5年に引き上げることに併せて見直す。

<国民年金の種別とiDeCoの加入可否>

第1号被保険者		現行、保険料免除者で、通算の掛金拠出期間が短いこと(3年以下)等の要件を満たす場合に限り、中途引き出しが可能
第2号被保険者	iDeCo 加入可能	
第3号被保険者		国民年金の任意加入被保険者のiDeCoへの加入が可能となれば、
任意加入被保険者	新たにiDeCo 加入可能	<ul style="list-style-type: none"> ・外国に居住する日本国籍を有する者については、iDeCoへの加入資格あり ・一方、外国に居住する日本国籍を有しない者については、iDeCoへの加入資格なし

ポータビリティの改善

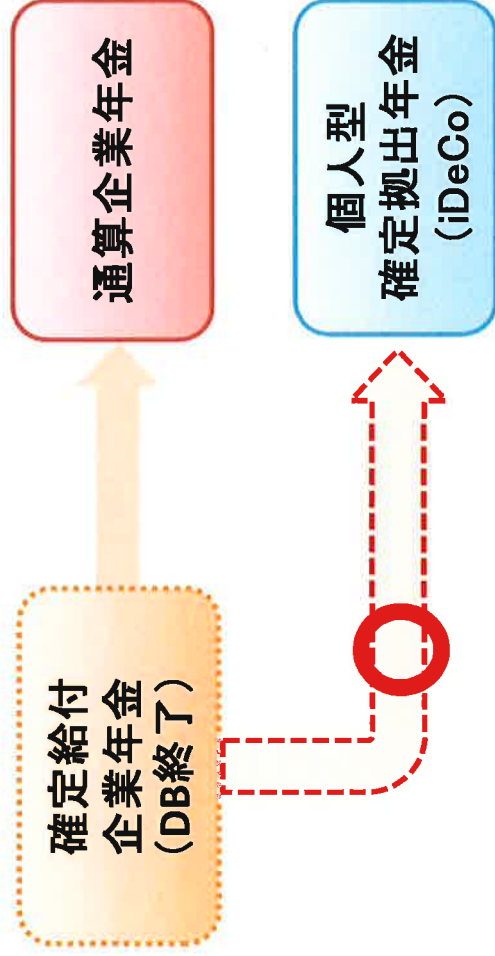
【現行】

○ 制度間のポータビリティとは、個人の転職等の際に制度間の資産移換を可能とするものであるが、より多くの制度間のポータビリティを拡充することで、個人の選択肢が広がるなど、継続的な老後の所得確保に向けた取組を行いやすい環境となることから、これまで2004(平成16)年と2016(平成28)年の法改正で資産移換を可能としてきた。

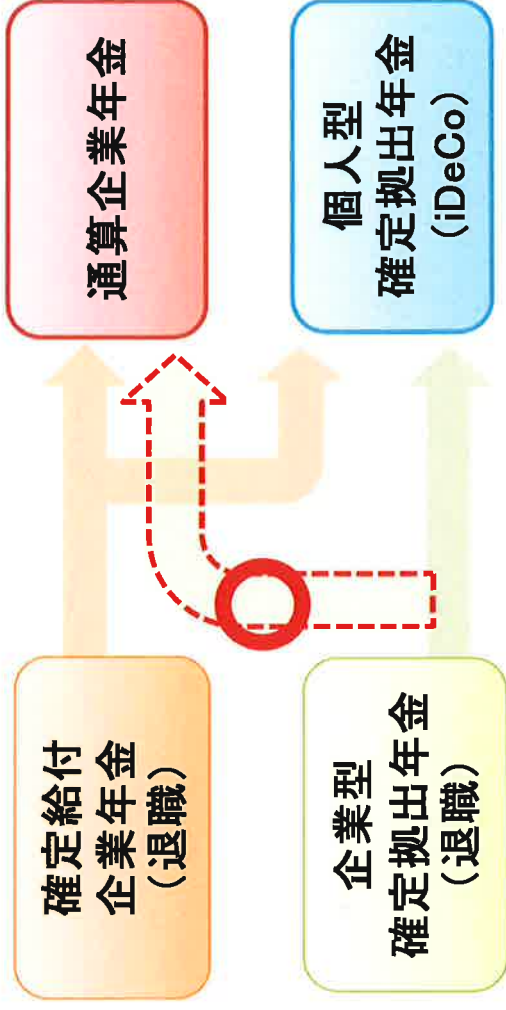
【見直し案】

○ 制度間のポータビリティは順次拡大されてきたが、一部に不十分な点が残ることから、引き続き、移換手続の改善を図る。具体的には、終了した確定給付企業年金(DB)から個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))への年金資産の移換と、加入者の退職等に伴う企業型確定拠出年金(企業型DC)から通算企業年金への年金資産の移換について、移換手続を改善する。

<DB(終了)からiDeCoへの移換>



<企業型DCから通算企業年金への移換>



DCの手続面の改善

- 確定拠出年金(DC)について、企業型・個人型ともに手続が負担となっており、事業主・個人・国民年金基金連合会・運営管理機関の手続の改善を図る。

項目	現行	見直し案
<p>①企業型DCの規約変更に係る手続</p>	<p>規約変更の手続について、<u>確定給付企業年金(DB)では軽微な変更の一部は届出不要であるが、企業型DCでは軽微な変更でも全て届出が必要である。【法律事項】</u></p> <p><u>類似の規約変更の事項であっても、事業主の必要な手続が企業型DCとDBとの間で異なる。【省令事項】</u></p> <p>申請の際には、<u>実施内容の概要や実施事業所の一覧等を記載した概要書を添付する必要がある。【通知事項】</u></p>	<p><u>企業型確定拠出年金(企業型DC)においても、確定給付企業年金(DB)と同様、軽微な変更の一部は届出を不要とする。</u></p> <p><u>類似の規約変更の事項について、事業主の必要な手続は企業型DCとDBとの間で原則同じとする。</u></p> <p><u>概要書の記載項目を簡素化し、規約変更時は全実施事業所の一覧ではなく、変更のあった実施事業所を記載する。</u></p>
<p>②事業主による企業型DCの業務報告に係る手続</p>	<p>事業主は、<u>事業年度ごとに、企業型DCに係る業務報告書を提出する必要があるが、報告書の記載事項は施行当初と比べて大幅に増加しており、その大半が企業型記録関連運営管理機関に確認しなれば分からない情報となっている。このため、実際は、事業主は企業型記録関連運営管理機関から得た情報を基に、投資教育の実施の有無等を一部追記して報告している。【省令事項】</u></p>	<p><u>業務報告書の記載事項を簡素化する。また、事業主は企業型記録関連運営管理機関を通じて業務報告書を提出できるようにする。</u></p> <p>※ <u>投資教育等について、業務報告書で実施の有無のみの報告を求めめるのではなく、投資教育の内容等を地方厚生(支)局がヒアリング等で継続的に把握して指導に当たる方が効果的(運用商品のモニタリング、運営管理機関の評価等も同様)。</u></p>

項目	現行	見直し案
<p>③ 事業主による従業員の資格の確認 手続</p>	<p>事業主は、現行法上、従業員がiDeCo加入者である場合には必要な協力をするよう努めなければならないが、その一環として、<u>年1回、従業員の企業年金の加入状況を</u>確認し、<u>国民年金基金連合会に届ける必要がある</u>。【省令事項】</p>	<p><u>資格の確認手続を簡素化する</u>。</p> <p>※ 例えば、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に伴う関係機関の情報連携によって企業型DC加入者の加入状況は確認できることとなるため、事業主から国民年金基金連合会への届出は不要とする。</p>
<p>④ 国民年金第1号被保険者のiDeCo加入手続</p>	<p>国民年金第1号被保険者は、iDeCoに加入する際、<u>障害年金の受給の有無等を加入申出書に記載するとともに、該当する場合には添付書類が必要である</u>。【省令事項】</p>	<p><u>国民年金基金連合会と日本年金機構との情報連携によって確認できる事項について、記載事項から削除するとともに、添付書類を不要とする</u>。</p>
<p>⑤ 運営管理機関の登録手続</p>	<p><u>運営管理機関の登録を受けようとするときは登録申請書を提出する必要があり、登録事項に変更があったときはその旨を届け出る必要があるが、この登録事項には、従業員の住所等が含まれている</u>。【法律事項】</p>	<p><u>金融機関を監督する類似の業法において、現在は、従業員の住所等を登録事項から削除していることから、運営管理機関の登録においても登録事項から削除する</u>。</p>